

展示動物の飼養及び保管に関する基準の  
見直し素案（第7回部会資料）と答申案との対照版

注) 下線部分は見直し素案に追加  
~~三重線~~は見直し素案から削除

第1 一般原則

- 1 基本的な考え方
- 2 動物の選定
- 3 計画的な繁殖等
- 4 終生飼養等

第2 定義

第3 共通基準

- 1 動物の健康及び安全の保持
  - (1) 飼養及び保管の方法
  - (2) 施設の構造等
  - (3) 飼養保管者の教育訓練等
- 2 ~~大の~~生活環境の保全
- 3 危害及び逸走等の防止
  - (1) 施設の構造等並びに飼養及び保管の方法
  - (2) 有毒動物の飼養及び保管
  - (~~3~~) 逸走時対策
  - (~~4~~) ~~災害時等の緊急事態~~時対策
  - ~~(4) 有毒動物の飼養及び保管方法~~
- 4 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の修習得等
- 5 動物の記録管理の適正化
- ~~6~~ ~~5~~ 輸送時の取扱い方法
- ~~6~~ 記録台帳の整備等
- 7 施設廃止時の取扱い

第4 個別基準

- 1 動物園施設等における展示
  - (1) 展示方法
  - (2) 観覧者に対する指導
  - (3) 観覧する場所の構造等
  - (4) 展示場所の移動
  - (5) 展示動物との接触
- 2 販売施設
  - (1) 展示方法
  - (2) 繁殖方法
  - (3) 販売方法
- 3 撮影施設
  - (1) 撮影方法
  - (2) 情報提供

第5 準用

## 第1 一般原則

### 1 ~~（基本的な考え方）~~

~~1~~ 管理者及び飼養保管者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境の質に配慮しつつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、~~動物に関する正しい知識と動物愛護精神の普及啓発に努めるとともに、~~展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めること。とともに、動物に関する正しい知識と動物愛護の精神の普及啓発に努めること。

### 2 ~~（動物の選定）~~

~~2~~ 管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養保管者の飼養能力等の条件を考慮して飼養及び保管する展示動物の種類を選定するように努めること。また、家畜化されていない野生動物等に係る選定については、希少な野生動物種等の保護増殖事業を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、譲渡しが難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種及び又は原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、~~再~~が逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が生じる発生するおそれ大きいこと等を勘案しつつ、その飼養及び保管に先立ち慎重に検討すべきであること。

### 3 ~~（計画的な繁殖等）~~

~~3~~ 管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置、~~他の又は施設等への譲渡（ゆずりわた）し又は若しくは貸出しの措置を適切に~~講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。

### 4 ~~（終生飼養及び処分方法）等~~

~~4~~ 管理者は、希少な野生動物種等の保護増殖事業を行う場合を除き、展示動物がの終生飼養されるようの確保に努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、~~凶暴性が甚だしく凶暴であり、~~かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りではない。なお、~~これらの場合において、~~展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下、同じ。）を与えない適切な方法をとる採るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

## 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物~~もの~~をいう。
- (2) 展示 飼養及び保管している動物を、不特定の者~~大~~の前に見せる陳列~~す~~ること又は管理者若しくは飼養~~保管~~者以外の者と接触させることをいう。
- (3) 展示動物 次のアからエまでに掲げる展示~~を行う~~動物をいう。
- ア 動物園、水族館、植物園、公園等における~~の場所の~~常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物（以下「動物園動物」という。）
- イ 人とのふれあい、興行又は客寄せ又は動物とのふれあいを目的として飼養及び保管する動物（以下「ふれあい動物」という。）
- ウ 販売又は販売を目的~~（畜産農業の用又は試験研究用若しくは生物学的製剤の用に供する場合を除く。）~~とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。）以下「販売動物」という。）
- エ 商業的な撮影に使用~~し~~、又は提供するために飼養及び保管する動物（以下「撮影動物」という。）
- (4) 施設 動物を飼養及び保管するための施設~~（構造物等の有無を問わない。）~~をいう。
- (5) 管理者 展示動物又は施設を管理する者~~をいう~~（販売動物の販売を仲介する者を含む。）をいう。
- (6) 飼養~~保管~~者 展示動物の飼養及び保管~~の~~作業に従事する者をいう。

## 第3 共通基準

### 1 動物の健康及び安全の保持

#### (1) 飼養及び保管の方法

管理者及び飼養~~保管~~者は、その飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意し~~つつ~~、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、~~その健全にな~~成長し、かつ、及び本来の習性が~~発現できる~~に近い行動様式等の発現~~を図る~~ように努めること。

ア 展示動物の種類、数、発育状況及び健康~~状態~~に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。また、展示動物の飼養及び保管~~の環境の質~~の向上を図るため、種類、及び習性等に応じ、~~た~~給餌~~及び~~給水方法を工夫すること。

イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死傷~~死亡~~した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。

ウ 捕獲後間もない動物、又は他の施設から譲~~り~~受けた、若しくは又は借り受けた動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触~~若しくは展示~~又は販売若しくは貸出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。

エ 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。

- オ 異種又は複数の展示動物を同一飼養施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合わせを考慮した収容又は個別収容を行うこと。
- カ 幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。
- キ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物又は高齢な動物については、隔離又は治療する等などの必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

## (2) 施設の構造等

管理者は、次に掲げる事項に留意し、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう、次に掲げる要件を満たす施設の整備にとともに、努めること。特に動物園動物については、当該施設が動物本来の習性に近い行動様式の発現を促すことができる施設をものとなるよう整備するように努めること。

- ア 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等なぞ日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。また、展示動物の飼養及び保管の環境の質の向上を図るため、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築すること。
- イ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。
- ウ 過度なストレスがかからないよう、適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を備えること。
- エ 屋外又は屋外に面した場所にあつては、動物の種類、及び習性等に応じた必要な日照、及び風雨等を遮る設備を備えること。
- オ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等など衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、及び斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

## (3) 飼養保管者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養及び保管並びに観覧者又は購入者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識と並びに飼養及び保管の経験を有する飼養保管者により、又はその監督の下もとに行われるように努めること。また、飼養保管者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物の愛護の精神等の普及啓発に努めること。

## 2 大の生活環境の保全

管理者及び飼養保管者は、展示動物の汚排せつ物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図ることにより、動物のみならず人の生活環境の保全にも努めること。

## 3 危害及び逸走等の防止

### (1) 施設の構造等並びに飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、展示動物の飼養及び保管に当たり、大に危害を加えるおそれ又はひとたび逸走等により自然生態系に移入された場合に環境保全

~~上の問題を引き起こすおそれのある展示動物を飼養及び保管する場合には、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物による事故の防止の逸走の防止等を行うことにより、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生~~の防止に努めること。

ア 施設は、展示動物が逸走できない構造及び強度とすること。

イ ~~施設の構造並びに飼養及び保管の方法は~~に当たって、飼養保管者が危険を伴うことなく作業ができる~~施設の構造並びに飼養及び保管の方法~~ものとする

ウ ~~施設について~~の日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動物の数及び状態を確認すること。

#### (~~2-4~~) 有毒動物の飼養及び保管方法

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養~~展示及び保管~~する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

#### (~~3-2~~) 逸走時対策

ア 管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える~~等~~のおそれのある~~展示動物等~~が~~施設から~~逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の~~人への危害事故及び環境保全上の問題等の発生~~の防止に努めること。

イ 管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える~~等~~のおそれ~~等~~のある展示動物が~~施設から~~逸走した場合には、速やかに~~観覧者等の避難誘導及び~~関係機関への通報~~及び観覧者等の避難誘導~~を行うとともに、~~施設から~~逸走した~~展示動物~~の捕獲等を行い、~~展示動物による人への危害事故の防止及び環境保全上の問題等の発生~~の防止に努めること。

#### (~~4-3~~) ~~災害時等の緊急時事態~~対策

管理者は、関係行政機関との連携の下~~に~~、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の~~非常災害緊急事態~~に際して~~と~~採るべき~~緊急措置に関する~~計画を~~あらかじめ作成するものとし、非常災害が発生したときは、~~管理者及び飼養保管者は、~~緊急事態が発生したときは、速やかに、展示動物の保護並びに及び展示動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生事故~~の防止に努めること。

#### 4 動物に起因する感染性の疾病に係る知識の習修得等

管理者及び飼養保管者は、~~展示動物等に~~起因する感染性の疾病に関する十分な知識及び情報を~~習修得するように努めること。とともに、飼養保管者は、その飼養及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、観覧者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し避けるなどして、排せつ物等を適切に処理するように努めること。飼養者自らの感染のみならず、観覧者への感染の防止に努めること。また、飼養保管者は、展示動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に~~行い、必要に応じて消毒を行う~~ように努める~~こと。さらに、管理者は、感

染性の症疾病の発生時には、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するよう努めること。

#### 5-6 動物の記録管理の適正化台帳の整備等

管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等による個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講じるとともに、特徴、飼育履歴及び、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うよう努めること。

#### 6-5 輸送時の取扱い方法

管理者及び飼養保管者は、展示動物の輸送に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物の健康及び安全並びに展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生事故の防止に努めること。

(1) 展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を選択するとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

(2) 展示動物の種類、性別、及び性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、展示動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持に留意すること。

#### 7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるよう努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設等へ譲り渡すよう努めること。また、やむを得ず、展示動物を殺処分しなければならない場合は、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を採るとともに、獣医師等によって行われるよう努めること。

### 第4 個別基準

#### 1 動物園施設等における展示

管理者及び飼養保管者は、動物園動物又はふれあい動物を飼養及び保管する動物園施設等における展示については、次に掲げる事項に留意するよう努めること。

#### (1) 展示方法

動物園動物又はふれあい動物の展示に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。

- ア 障害を持つ動物又は治療傷病中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。
- イ 動物園動物又はふれあい動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態を損なうような施術、着色等をして展示しないこと。
- ウ 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、及び生理等に配慮し、過酷なものとならないようにすること。
- エ 生きている動物を餌として与える給与する場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。
- オ 動物園動物又はふれあい動物を展示施設において繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。
- カ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うこと等により、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての観覧者の関心を深めること。

#### (2) 観覧者に対する指導

動物園動物又はふれあい動物の観覧に当たっては、観覧者に対して、一次に掲げる観覧者の注意事項を遵守するように指導すること。

- ア 動物園動物又はふれあい動物にみだりに食物等を与えないこと。
- イ 動物園動物又はふれあい動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かさないこと。

#### (3) 観覧する場所の構造等

- ア 人に危害を加えるおそれ等のある動物園動物が観覧者に接触する触れることができない構造にするとともに、動物園動物を観覧する場所と施設との仕切りは観覧者が容易に越えられない構造にすること。
- イ 自動車を施設に入れて用いて人に危害を加えるおそれのある動物園動物を観覧させる場合は、自動車の扉及び窓が常時閉まる構造のものを使用するとともに、観覧者に対して、自動車の扉及び窓を常時閉めておくように指導すること。また、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

#### (4) 展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の飼養及び保管施設等において動物園動物又はふれあい動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の恒久的な飼養及び保管施設において十分に休養させ、その健全な成長し、及び本来の習性が近い行動様式等の発現ができるような飼養及び保管の環境の確保に努めること。また、移動先にあっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保には細心の注意を払うこと。さらにとともに、人に

危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある展示動物については、第3の3の(1)の定めに基づき、人への危害及び環境保全上の問題等の発生事故の防止に努めること。

#### (5) 展示動物との接触

ア 観覧者と動物園動物又はふれあい動物が接触できる場合施設においては、その接触が十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生事故及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。

イ 観覧者と動物園動物及びふれあい動物との接触を行う場合には、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物には適度な休息を与えること。

### 2 販売施設

管理者及び飼養保管者は、販売に当たっては動物を飼養及び保管する販売施設等においては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

#### (1) 展示方法

販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該販売施設内の音、照明等を適切なものとする。

#### (2) 繁殖方法

遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢な動物又は高齢な動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、その適切な繁殖の回数を適切なものとする。

#### (3) 販売方法

ア 販売の方法は、幼齢な動物における社会化期の確保など等、販売動物の種類に応じ、そのた生態、習性及び生理に配慮した適切なもの販売方法とすること。

イ 販売に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、販売先における終生飼養の実施確保の可能性を、確実な方法により確認すること。

ウ 販売動物の販売に当たっては、その生態、習性、及び生理、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、購入者に対する説明責任を果たすこと。また、飼養及び保管が技術的に困難な種販売動物については、終生飼養が確保されにくい傾向にあることから、このような種販売動物に関する情報の提供は特に詳細に行うこと。

エ 野生動物等を家庭動物として販売するに当たっては、特に第1の2のに定める一般原則の遵守に留意すること。また、環境保全の観点から、特別な場合を除き、野生動物は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる場合が少なくないこと等から、野生動物、特に外国産の野生動物等を家庭動物の用に供する販売動物として選定することについては慎重に行うこと。

オ 必要に応じて、ワクチンの接種後に販売するとともに、その健康管理並び

に健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

### 3 撮影施設

管理者及び飼養~~保管~~者は、~~撮影に当たっては動物を飼養及び保管する撮影施設においては、~~次に掲げる事項に留意するように努めること。

#### (1) 撮影方法

動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、撮影の時間、~~及び~~環境等を適切なものとし、撮影動物に過度の苦痛を与えないようにすること。

#### (2) 情報提供

~~撮影施設に撮影動物を~~貸出しするに当たっては、~~撮影施設においても~~撮影動物の健康及び安全の確保がなされるように、その取扱い方法等についての情報~~の提供を詳細に行うが~~きめ細かに行われるようにすること。

### 第5 準用

展示動物に該当しない動物取扱業が扱う動物~~の飼養及び保管~~については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。